

広島県、山口県及び沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを踏まえ、会員企業等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和4年1月7日

日本商工会議所 会頭 三村 明夫 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、1月9日から1月31日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

貴団体におかれましては、基本的対処方針に基づく新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施のため、会員企業等への周知と格別の御協力をお願いいたします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）
担当者： 八重樫、阪本、栗栖、中西、上田、岩熊、倉本

TEL : 03-6257-1309

MAIL : reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp
ryota.nakanishi.f5r@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
so.kuramoto.y3y@cas.go.jp